

フェイシャル・ボディ エステティック

自主基準



一般社団法人 日本エステティック振興協議会

目 次

はじめに	P.3
用語の定義	P.4
エステティックの定義	
エステティックサロンの定義	
エステティシヤンの定義	
I. 関連法規等の遵守	P.4
II. 営業に関する基準	P.5
III. 広告に関する基準	P.5
IV. 基本業務に関する基準	P.6
V. 衛生管理に関する基準	P.6
VI. エステティシヤンの教育に関する基準	P.6
VII. エステティック機器使用に関する基準	P.7



はじめに

フェイシャル・ボディエステティックは、エステティックサービスの基本的なメニューです。

顔と共に身体は、心や体内の状態がそのまま現れる部分でもあります。

このような事から、エステティックの目的は、スキンケア、ボディメイキング、リラクゼーションにあるといわれています。

施術を行う際には、知識の習得や技術をきちんと身に付けた上で行うことは勿論ですが、事前のカウンセリングを十分に行い、お客様の要望を確認するとともに過剰な施術にならないよう十分な注意が必要です。また、健康被害を防止する目的で禁忌事項を遵守する事が重要です。

エステティシャンには、知識技術の側面だけでなく、お客様の気持ちに寄り添い、ホスピタリティマインドを持ってサービスすることが求められます。

用語の定義

● エステティックの定義

「エステティック」とは、一人ひとりの異なる肌、身体、心の特徴や状態を踏まえながら、手技、化粧品、栄養補助食品及び、機器、用具等を用いて、人の心に満足と心地よさと安らぎを与えると同時に、肌や身体を健康で美しい状態に保持、保護する行為をいう。

● エステティックサロンの定義

「エステティックサロン」とは、エステティックを行う施設をいう。

● エステティシヤンの定義

「エステティシヤン」とは、エステティックを行う技術者をいう。

I. 関連法規等の遵守

1. エステティックを行うサロンおよびエステティシヤンは、一般社団法人日本エステティック振興協議会（以下、振興協議会という）の『エステティック業統一自主基準』に定められている各種条項および契約履行等に関わる事項を遵守する。
2. エステティックサロンおよびエステティシヤンは、治療を目的とした施術は行わない。また、施術によって消費者の疾患が改善するもしくは治癒するかのとき誤解を与える説明をしてはならない。
3. エステティックサロンおよびエステティシヤンは、診断とみなされる行為をしてはならない。

Ⅱ. 営業に関する基準

エステティックに関する営業は、『エステティック業統一自主基準』および下記の項目を遵守するものとする。

1. エステティックの提供にあたっては、消費者の要望等を確認した上で、消費者に正しい情報提供および説明を十分に行わなければならない。
2. エステティシャンは、消費者の安全を確保するために来店の都度、健康状態、肌状態および身体状態に関する事項を把握・記録し、その状況を施術に反映させる。
3. 未成年者へのエステティックは、親権者の同意を得てから行う。
4. エステティックサロンは、消費者からの相談を受ける専用窓口（担当者）を設けなければならない。また、各自治体の消費生活センターおよび後に記載する振興協議会構成団体の各相談窓口の担当者による求めに応じ調査・確認の要請対応に協力しなければならない。

Ⅲ. 広告に関する基準

エステティックに関する広告表示については、振興協議会の『エステティック業統一自主基準』および「エステティックの広告表記に関するガイドライン」の基準に沿った内容とする。

IV. 基本業務に関する基準

1. エステティックは、「VI. エステティシヤンの教育に関する基準」を満たす者が行う。
2. エステティックサロンは、以下のとおり安全管理に努める。
 - ① 常に消費者の心身の安全を確保し、良質かつ適正な役務サービスを提供する。
 - ② エステティックサロンには、安全管理責任者をおかななければならない。
安全管理責任者は、必ず店長もしくはそれに準ずる管理者の中から選定する。
 - ③ 安全管理責任者は、施術を受ける消費者の安全および、施術を行うエステティシヤンの安全を確保する為、「VII. エステティック機器使用に関する基準」のとおり使用する機器の安全点検を行う。

V. 衛生管理に関する基準

エステティックは、お客様の肌や身体に直接触れて施術を行うため、常に適切な衛生管理の維持に努めなければならない。このため公益財団法人日本エステティック研究財団の「エステティックの衛生基準」に準じ、施設・設備・機器・器具・備品等の清掃・洗浄・消毒および正しい手洗いを励行して衛生の維持・向上を図り、全ての消費者およびエステティシヤンの安全と健康の確保に努める。

VI. エステティシヤンの教育に関する基準

エステティシヤンは、下記の条件を満たし十分な知識と技術を習得した上で、エステティックを適正に行う。

1. 一般財団法人日本エステティック試験センター実施のエステティシヤンセンター試験に合格し、同センターの登録養成団体が発行する 300 時間履修以上のエステティシヤン資格を有する者が行う。
2. 知識を深め技術力を高めるために、同センターの登録養成団体が発行する上位資格の取得を目指しサービス力の向上に努める。

VII. エステティック機器使用に関する基準


1. エステティックサロンは、特定非営利活動法人日本エステティック機構が認証する機器を使用することが望ましい。また、エステティシャンは関連設備、機器の仕様に関する諸事項および、機器のメンテナンスについて十分な知識を持たなければならない。
2. 安全管理責任者は、下記の「日常点検と定期点検」を行い、機器に異常が見られた場合は直ちに電源を切り、自己の判断で修理をせずに製造事業者へ通知し対処する。

日常点検：

- 1) 機器本体と施術に必要な各種付属品が、正しく接続されていることを確認する。また、これらの付属品に亀裂や破損がないことを確認する。
- 2) 機器が正常に起動し、作動することを確認する。
- 3) 緊急停止スイッチが付帯している機器においては、これが作動することを確認する。
- 4) 製造事業者が指定する点検項目を確認する。

定期点検：

- 1) 機器本体は、製造事業者の規定する定期点検を必ず受ける。
- 2) 消耗品交換は、製造事業者の規定する時期に基づいて点検を受け、交換する。なお、消耗部品は製造事業者の純正部品を必ず使用する。
- 3) 中古機器を導入する場合、製造事業者による性能、メンテナンスサービス、保守備品供給などについて評価・確認することが望ましい。



日本エステティック振興協議会の構成団体※では、消費者がエステティックサロンにおいて「安全」「安心」で良質なサービスを受けることができるように、消費者およびエステティックサロンをサポートする相談・問い合わせ窓口を設けています。

◆ **日本エステティック業協会 AEAエステティック相談センター**

受付：月曜日・水曜日・金曜日（祝祭日、年末年始を除く）

午後12時30分～5時

TEL：03-5212-8805 / FAX：03-5212-8806

◆ **日本エステティック協会 お客様サポートセンター**

受付：月曜日～金曜日（祝祭日、年末年始を除く）

午前9時～午後5時

TEL：0120-915-467（フリーダイヤル）

◆ **日本エステティック工業会 美容ライト脱毛相談室**

受付：月曜日～金曜日（祝祭日、年末年始を除く）

午前9時～午後5時

TEL：0120-158-310（フリーダイヤル）

※一般社団法人日本エステティック振興協議会の構成団体は、一般社団法人日本エステティック協会(AJESTHE)、一般社団法人日本エステティック業協会(AEA)、一般社団法人日本エステティック工業会(JEIA)で構成されています。

フェイシャル・ボディエステティック自主基準

発行：一般社団法人 日本エステティック振興協議会
フェイシャル・ボディ調査研究委員会

〒111-0055 東京都台東区三筋2-24-8 TEL:03-5823-4755 FAX:03-3866-2600

URL：<http://esthe-jepa.jp>